

60	福祉局	障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実
事業概要	長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活基盤を充実させる。	
これまでの経過	○ 長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、入所施設を退所した重度の障害者等を受け入れたグループホームへの支援や、都外施設利用者の地域移行に取り組む相談支援事業所に対する支援、都外施設利用者を受け入れたグループホーム事業者への支援等を行うほか、入所施設を利用する障害者やその家族等に向けた普及啓発等を進めてきた。 また、入所施設等にコーディネーターを配置し、近隣の施設と連携したピアサポート活動による普及啓発や、区市町村及び相談支援事業所との連携等の支援、都内施設と都外施設のコーディネーター相互の連携を図る取組を実施しているほか、平成30年度からは新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する地域の受け皿の掘り起し等を実施してきた。 ○ 精神障害者施策については、区市町村等との密接な連携の下、困難事例に対応できる医師等の専門職チームが地域に出向き支援を行う訪問型の支援事業や、精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築する事業を実施してきた。 また、精神科病院に入院している精神障害者の円滑な地域移行を促進するため、精神科病院および地域の事業所、区市町村に対して退院促進や地域定着に係る支援を行うほか、地域移行・定着のための連携体制整備等の取組を実施してきた。 ○ 地域生活基盤の充実としては、令和3年度に「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、令和5年度までに、地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）及び在宅サービス（短期入所）について、計7,364分の定員を増設した。	

現在の進行状況	○ 施設入所者の地域生活への移行促進に向け、従来の取組に加え、令和6年度から、地域の受け皿の情報集約拠点である特定相談支援事業者が関係機関等と連携して活動するための経費を補助する区市町村の取組への支援や、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう整備された地域生活支援拠点の連携機能を強化する区市町村の取組への支援等を実施している。 ○ 精神障害者への支援として、従来の取組に加え、令和6年3月に精神科病院における虐待の未然防止や早期発見の取組を進めるため、常設の虐待通報窓口を開設するとともに、令和6年度から、区市町村長同意による医療保護入院者等の相談に応じるとともに必要な情報提供を行うための訪問支援員を養成し、本人の求めに応じ派遣する取組や、精神科病院が勤務スタッフによる入院患者への虐待防止又は早期発見できる体制を構築できるよう病院側の体制整備を支援するための研修等を実施している。 また、令和6年度から、市町村の実施する精神科病院の長期入院患者の地域移行を目的とした普及啓発や退院に向けた動機づけ支援事業のに係る経費を補助することで、市町村の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援している。		
現在の進行状況	○ 地域生活基盤の充実としては、障害者が地域で安心して生活できるよう、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を継続し、新たな目標として、令和6年度からの3年間で地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）及び在宅サービス（短期入所）の定員を新たに計7,940人分確保する目標を掲げ、整備の促進に取り組んでいる。		
今後の見通し	○ 長期の施設入所者の地域生活への移行に向けた取組を進めるとともに、区市町村の取組を引き続き支援していく。 ○ 精神障害者施策については、地域の対応力の強化、精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる仕組みの構築、精神科病院からの地域移行や虐待防止等の取組を推進していく。 ○ 地域生活基盤の充実としては、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」による整備目標の達成に向け、引き続き整備を促進していく。		
問合せ先	福祉局 障害者施策推進部 企画課	電話	03-5320-4142